

抵当権設定契約

債務者・抵当権設定者は債務者が au じぶん銀行株式会社から融資を受けるについて、静銀信用保証株式会社（以下、「保証会社」といいます。）との間に締結した第1条記載の保証委託契約（以下、「原契約」といいます。）に付帯して、下記各条項により抵当権を設定します。

第1条（抵当権の設定）

抵当権設定者は、下記保証委託契約に基づく保証会社の求償権（以下、当該求償権に係る債務者の債務を「本債務」といいます。）を担保するため、同契約のほか本契約の各条項を承認のうえ、末尾記載の物件（以下、「抵当物件」といいます。）のうえに下記要領により第1順位の抵当権を設定しました。

- (1) 原因 令和 年 月 日
- (2) 債権額 金 円
- (3) 遅延損害金 支払うべき金額に対し年 14.5%（1年を 365 日とした日割計算）

第2条（登記手続）

抵当権設定者は、第1条の規定に基づく抵当権設定登記を速やかに行い、その登記簿の登記記録にかかる登記所の認証のある全部事項証明書を保証会社に提出します。

第3条（追加担保等）

- (1) 抵当権設定者は、債務者が au じぶん銀行株式会社との間で締結する金銭消費貸借契約（「住宅ローン規約」及びこれに付随する特約その他債務者と au じぶん銀行株式会社との間で合意された条件によるものをいい、以下、「ローン契約」といいます。）を完済するまでは、抵当物件たる土地に建てた建物、その他新たに取得した財産で抵当権に関連する物件は、これを本債務の担保として追加します。
- (2) 抵当物件が滅失、毀損、その他の異動を生じ、又はその価格が低落したときは、その原因のいかんにかかわらず、抵当権設定者は直ちに、その旨を保証会社に通知し、かつ保証会社の選択するところに従い相当の増担保若しくは代り担保を提供するか、又は本債務の全部若しくは一部を弁済します。
- (3) 第1項の追加担保、第2項の増担保等については、前条のほか、本契約の規定をすべて適用するものとします。ただし、この場合、担保権の順位については保証会社の指示に従います。
- (4) ローン契約における借入金の使途が住宅取得のための土地の購入の場合、抵当物件の土地に建物を建築した際には直ちに所有権保存又は移転登記を行うとともに、保証会社の指定する順位をもって、保証会社を抵当権者とする追加抵当権設定登記を行います。なお、抵当権の追加設定登記をする際、同抵当権の行使を妨げるよう

な権利又は事実を存在させず、速やかに抵当権設定者の費用負担にて抵当権設定の登記手続を完了し、その登記簿の登記記録にかかる登記所の認証のある全部事項証明書を保証会社に提出します。

第4条（抵当物件の保証及び保全）

抵当権設定者は、抵当物件（前条の追加担保物件等を含みます。以下同じ。）につき、あらかじめ保証会社の書面による承諾を得た抵当権、質権のほかは、保証会社の権利を害する抵当権、質権、賃借権等いかなる権利の設定義務の負担がないことはもちろん、公租公課の滞納等一切ないことを保証し、かつ保証会社の書面による承諾なしには抵当物件を他に譲渡、賃貸若しくは担保に供し、その他一切の処分をなし、又はその現状を変更する等、保証会社に損害を及ぼすおそれのある行為は一切いたしません。

第5条（抵当物件の公用徴収等）

- （1） 抵当物件につき、公用徴収、その他の事由により補償金等が生じたときは、抵当権設定者は保証会社の請求に従い、保証会社へのその権利の譲渡手続若しくは保証会社がこれを直接受領するために必要な手続をとるか、又は受領した補償金等を原資としてローン債務の期限前弁済を行うものとします。
- （2） 前項の規定により、保証会社が補償金等を受領したときは、期限のいかんにかかわらず、本債務の全部又は一部の弁済に充当されても異議ありません。

第6条（抵当物件の競売方法）

抵当物件の競売方法については、その方法、時期、順番その他これに関する一切の事項を保証会社の任意とします。

第7条（抵当物件の地積等）

抵当権設定者は、抵当権の実行又は代物弁済に際し、抵当物件の地目、面積、構造、その他が公簿上の記載と相違することがあっても、異議を申立てず、保証会社の請求があれば直ちに変更登記を申請します。

第8条（登記費用等の負担）

- （1） 本契約に基づく抵当権設定登記、及び本契約書の作成、その他本契約に関する一切の費用は、債務者において負担します。
- （2） 債務者に対する権利の行使若しくは保全又は担保の取立て若しくは処分に要した費用その他本契約に基づき必要となる一切の費用は、債務者及び抵当権設定者が連帯して負担します。
- （3） 保証会社が前項の費用を立替えて支払った場合には、その支払いの日から立替えて支払った金額に対し年 14.0%（1 年を 365 日とした日割計算）の損害金を付加して保証会社に支払います。

第9条（損害保険）

- （1） 抵当権設定者は、速やかに抵当物件、その他保証会社の指定する物件について、保証会社の指定する金額以上の損害保険契約を保険会社と締結し、本債務を完済するまで継続します。
- （2） 抵当権設定者は、保証会社の指示に従い、前項の保険契約の保険金請求権上に質権を設定して、その保険証券を保証会社に提出します。
- （3） 抵当権設定者は、第1項の保険契約の継続、更改、変更、目的物件の罹災による保険金の受領、その他の処理については、すべて保証会社の指示に従います。
- （4） 保証会社が、原契約及び本契約に基づく権利を保全するため、必要と認めて抵当権設定者に代って保険契約を締結、若しくは継続したときは、抵当権設定者は、保証会社の支払った保険料にその支払いの日から年14.0%（1年を365日とした日割計算）の損害金を付加して弁済します。
- （5） 保険事故が発生したときは、保証会社は保険金を請求受領のうえ、債務の期日の前後ならびに法定の順序にかかわらず、本債務の弁済に充当することができます。

第10条（抵当物件の報告及び調査）

- （1） 保証会社が抵当物件の調査、確認又はこれに関する報告を求めるときは、抵当権設定者はいつでもこれに応じます。
- （2） 抵当権設定者は、抵当物件について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれのある事実を発見したときは、保証会社に対して報告します。
- （3） 抵当権設定者は、債務者による本債務の弁済が滞る等の事象が発生した場合、保証会社又は保証会社の指定するものが、抵当物件の調査、確認を行うことに同意します。

第11条（変更通知等）

抵当権設定者又はその相続人はその住所、氏名を変更したとき、又は死亡若しくは高度障害状態になったときは直ちに保証会社に書面で通知します。

第12条（担保保存義務等）

- （1） 抵当権設定者は、保証会社が他の担保若しくは保証を変更、解除してもその理由が客観的に相当と認められる場合は免責を主張しません。
- （2） 抵当権設定者が弁済等により保証会社から代位によって取得した権利は、本債務を完済するまで保証会社の同意がなければこれを行使できないものとします。

第13条（借地権）

- （1） 抵当物件の敷地が借地の場合、抵当権設定者はその借地期間の満了の際、借地借家法第22条、第23条、第24条の定期借地権を除き直ちに借地契約の更新手続をと

り、また土地の所有者が移動したときは直ちに保証会社へ通知し、借地権の内容に変更を生ずる場合にはあらかじめ保証会社に通知します。

(2) 抵当権設定者は、借地契約の解約、その他借地権の譲渡転貸等借地権の消滅、変更をきたすおそれのある行為はせず、またそのようなおそれのあるときは借地権の保全に必要な手続をとるとともに、直ちに保証会社へ通知します。また建物が滅失した場合にも保証会社の同意がなければ借地権の譲渡転貸その他任意の処分をしません。

(3) 抵当物件である建物が火災その他により滅失し、保険金等によって弁済してもなお、この抵当権の被担保債務が存する場合において抵当権設定者が直ちに建物の建築を行わないときは、借地権の処分について保証会社の指示に従うものとし、保証会社はその処分代金をもってこの抵当権の被担保債務の弁済に充当することができます。

第 14 条 (原契約の適用)

本契約に定めた以外の事項については、すべて原契約の各条項を適用します。

第 15 条 (管轄裁判所)

本契約について紛議を生じたときは、法令の規定に反しない限り保証会社の本社・支店又は営業所を管轄する裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

保証委託

私（債務者及び連帯保証人をいう）または担保提供者は、債務者が au じぶん銀行株式会社（以下、「金融機関」という。）との契約に従い資金を借入れるにあたり、下記以降の「個人情報にかかる同意条項」、「保証委託約款」、「反社会的勢力でないことの表明・確約」の各条項、内容を確認のうえ了承し、貴社にその保証を委託します。

なお、私または担保提供者は、本委託契約締結時において保証委託約款に定める反社会的勢力ではなく、将来においても反社会的勢力に該当しないことを誓約します。また、本申込にあたって貴社に申告した内容に変更はないことを表明し、本保証委託契約締結後は、私または担保提供者が果たすべき義務を誠実に履行します。

記

保証債務額			円
保証期間	年		ヶ月
資金使途	西暦	年	月
利率			%

日付金銭消費貸借契約のとおり

【個人情報にかかる同意条項】

私または担保提供者は、金銭消費貸借契約（「住宅ローン規約」及びこれに付随する特約その他債務者と金融機関との間で合意された条件によるものをいう。）、保証委託等ならびに当該ローンに付随する一切の契約等（以下「このローン」という）にかかる私の個人情報（借入後の変更、追加情報を含む）に関し、以下の事項について同意します。

第1条（個人情報等の利用目的）

1. 私または担保提供者は、静銀信用保証株式会社（以下「保証会社」という）が、保証会社における申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、私または担保提供者の個人情報等を利用することに同意します。

第2条（第三者提供に関する同意）

1. 私または担保提供者は、このローンの申込みおよび取引にかかる情報を含む下記情報が、金融機関における「住宅ローンの個人情報取扱いに関する同意」記載の個人情報の利用

目的に利用されるために、保証会社から金融機関に提供されることに同意します。

- ① 信用保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ② 保証番号や保証料金額等、保証会社おける取引に関する情報
- ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、金融機関における取引管理に必要な情報
- ④ 金融機関の代位弁済請求に関する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

第3条（共同利用）

私または担保提供者は、株式会社静岡銀行およびしずおかフィナンシャルグループ（株式会社しずおかフィナンシャルグループおよび有価証券報告書等に記載されている同社の連結子会社のことをいい、以下「当グループ」といいます）を中心としたグループ全体の経営管理やリスク管理の実施に加え、グループ各社の専門性を活かした連携の強化による、より付加価値の高い各種金融商品やサービスの提供のために、当グループ内で以下の共同利用を行うことに同意します（貴社は、金融商品取引法等個人情報保護法以外の関連法令等により共同利用の制限がある場合、当該法令等に則った取扱いを行います）。

(1) 共同利用する個人データの項目

- ① 私または担保提供者およびこれらの家族等の属性情報（氏名、住所、職業等）
- ② 同財務情報（収入、支出、資産、お借り入れ状況等）
- ③ 同お取引の内容に関する情報（商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等）
- ④ 同お取引の管理に必要な情報（店番・口座番号等の各種管理番号、取引記録、ご融資実施時の査定内容等お取引実施に際しての判断に関する情報等）

(2) 共同利用者の範囲

当グループ各社

(3) 共同利用者の利用目的

- ① 各種リスクの把握および管理等、当グループとしての経営管理および各種リスク管理の適切な遂行のため
- ② 当グループが提供する、より高品質の各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- ③ 当グループの各種金融商品やサービスに関する個別の提案やご案内のため

4) 個人データの管理について責任を有する者の名称等

株式会社しずおかフィナンシャルグループ

（所在地・代表者はホームページ

<https://www.shizuoka-fg.co.jp/company/gaiyo-history.html>

にてご確認ください。）

第4条（個人情報情報機関への情報提供に関する同意）

1. 私は、保証会社が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関

に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。

2. 保証会社がこの申込みに関して、保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に以下の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 本取引の契約にあたり、私は、下記の個人情報（その履歴を含む）が保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

①全国銀行個人信用情報センター（K S C）

登録情報	登録期間	加盟会員
氏名、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無等含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	保証会社
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	
銀行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	

②その他の個人信用情報機関

登録情報・登録期間信用情報機関の加盟会員				
	①本契約に係る申込の事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③債務の支払を延滞等した事実	加盟会員

(株)シー・アイ・シー (C I C)	当機関に照会した日から6か月間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年	保証会社
(株)日本信用情報機構 (J I C C)	照会日から6か月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約継続中及び契約終了後5年以内	

4. 私は前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
5. 前四項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の住所、問い合わせ電話番号、加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます（金融機関および保証会社では出来ません）。

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
・全国銀行個人信用情報センター(略称 K S C) https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL:03-3214-5020	・株式会社シー・アイ・シー ・株式会社日本信用情報機構
・株式会社シー・アイ・シー(略称 C I C) https://www.cic.co.jp TEL:0120-810-414	・全国銀行個人信用情報センター ・株式会社日本信用情報機構
・株式会社日本信用情報機構(略称 J I C C) https://www.jicc.co.jp/ TEL:0570-055-955	・全国銀行個人信用情報センター・ 株式会社シー・アイ・シー

6. 静銀信用保証株式会社以外の保証会社が加盟する個人信用情報機関および提携する個人信用情報機関については各保証会社の保証委託約款、同意条項等によるものとします。

第5条 (契約が不成立の場合)

契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第4条第2項に基づき、当該契約不成立の理由如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

【保証委託約款】

第1条（委託の内容・範囲・期間）

1. 私（債務者及び連帯保証人をいう。）が静銀信用保証株式会社（以下「保証会社」という）に委託する保証債務の内容は、債務者と au じぶん銀行株式会社（以下「金融機関」という）との間の保証会社保証方式による金融取引（以下これらを総称して「借入契約等」という）にもとづいて私が負担する債務とし、その保証債務の範囲は借入契約等により私が金融機関に対して負担する借入金元金、利息、損害金その他全ての債務の金額とします。
2. 前項の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これにもとづいて金融機関が貸出を実行したときに成立するものとします。
3. 保証の期間は、金融機関の貸出実行時（金銭消費貸借契約等借入契約締結の時）から債務返済完了時までとします。

第2条（原債務の弁済）

前条第1項により保証会社が保証した債務（以下「原債務」という）について、私はこの契約および私が金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約等の他の約定書の各条項を遵守し、その支払期日に必ず弁済します。

第3条（代位弁済）

1. 私が、原債務の全部または一部の履行をしなかったため、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私および連帯保証人ならびに担保提供者に対して、なんら通知・催告をせずに、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、金融機関に弁済しても異議ありません。
2. 保証会社の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、私が金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約その他の約定書の他、この契約の各条項の適用をうけるものとします。

第4条（求償債務の履行）

保証会社が、前条第1項の代位弁済をしたときは、私は、保証会社に対し、次の各号に定める求償権について弁済の責めに任じます。

- （1）前条による保証会社の出捐額の総額
- （2）保証会社が弁済のために要した費用の総額
- （3）保証会社が私に対して、前2号の金員を請求するために要した費用の総額
- （4）前3号の金員に対し、保証会社が弁済した日の翌日から完済にいたるまで、年14.5%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金

第5条（弁済の充当順序）

原債務および保証会社との取引による他の債務がある場合には、その債務も含めて、弁済金が私の債務全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当して差し支えありません。

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が、次の各号のいずれかに該当した場合には、第3条の原債務履行前であっても、金融機関または保証会社からなんら通知・勧告がなくても保証会社に対する全ての債務について期限の利益を失い、保証会社が事前求償権を行使することを承諾します。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき
- (5) 銀行に対する預金その他の債権または担保会社に対する金銭債権などについて、仮差押・保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき
- (6) 住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって所在不明となったとき

2. 私が、次の各号のいずれかに該当した場合には、保証会社が請求することにより、前項と同様に期限の利益を失い、保証会社が事前請求権を行使することを承諾します。

- (1) 保証会社に対する債務の一部について履行を遅滞したとき
- (2) 保証会社との取引約定に違反したとき
- (3) 保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- (4) 担保物件が滅失したとき
- (5) その他保証会社が求償債権保全のため必要としたとき

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 私または担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私または担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私または担保提供者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、第3条の代位弁済前であっても、保証会社が請求することにより、保証会社に対する全ての債務について期限の利益を失い、保証会社が事前求償権を行使することを承諾します。
4. 前項の規定の適用により、私または担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私または担保提供者がその責任を負います。

第8条（求償権の担保）

1. 私または担保提供者は、保証会社に対し、将来負担することのある求償債務を担保するため、不動産その他保証会社の認める担保物件に、保証会社またはその指図人を権利者とする担保権を設定します。また、担保価値の減少、私の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、保証会社の請求により私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保を追加するものとします。
2. 前項の担保権その他全ての担保の取扱いについては、保証会社との間で締結する抵当権設定契約証書、当該担保権の設定契約証書等の各条項の定めるところによるものとします。
3. 私または担保提供者は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定しもしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により保証会社の承諾を得るものとします。保証会社は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
4. 私または担保提供者が保証会社に提供した担保は、必ずしも法定の手續によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により、保証会社において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、私の債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、私は直ちに返済するものとします。また、私の債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、保証会社はこれを権利者に返還するものとします。
5. 金融機関から保証会社が譲渡を受けた担保、または保証会社に移転した担保についても、

前項に準じて取り扱うものとします。

6. 私または担保提供者が設定した担保権が存続する間、担保物件に対し長期損害保険契約を締結または継続します。

第9条（中止・解約）

1. 私が、第6条または第7条の各項各号のいずれかに該当したとき、または前条にもとづき設定した担保権の担保価値が著しく減少したとき、もしくはその他債権保全を必要とする事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの契約（この契約に付随してなされた契約を含む）を将来に向かって解約し、または債権保全などを必要とする事由が解消するまでの間、新たな借入契約等を行わないように、金融機関に対して通知することに同意します。
2. 私の契約が前項により中止、または解約された場合にも、保証会社の保証債務は、私がすでに個別に借り入れた債務についても、その弁済が終了するまで継続します。
3. 前項の定めにかかわらず、本条第1項により保証会社から解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。

第10条（連帯保証人）

連帯保証人は、債務者が保証会社に対して負担する全ての債務について、この契約の各条項を承認のうえ債務者と連帯して保証の責めを負うほか、次のことを遵守します。

1. 他に連帯保証人がある場合には、その保証の前後にかかわらず、連帯保証人相互間においても連帯して債務履行の責めを負います。
2. 連帯保証人は、保証会社が相当と認めるときは担保または他の保証を変更・解除しても免責を主張しません。
3. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、債務者と保証会社との間にこの契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある間は、保証会社との同意がなければこれを行使しません。
4. 連帯保証人が、債務者と保証会社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの契約によって変更されないものとし、またはその保証にこの保証額を加えるものとします。連帯保証人が、債務者と保証会社との取引について、将来他の保証をした場合にも同様とします。
5. 債務者に関する条項は、連帯保証人に対して準用することに同意します。
6. 私は、金融機関がこの保証の債務の元本およびこれに対する利息、損害金、違約金その他債務に従たるすべてのものについて、残高およびそのうち弁済期の到来している金額ならびに不履行の有無その他の債務者の信用状況にかかる情報を保証人（借主の委託を受けない保証人を含みます。以下本条において同じ）に開示することに同意します。保証人からこれらの情報の開示を求められた場合も同様とします。
7. 借主、保証人、これらの者から債務を引き受けた者、ならびにこれらの者の包括承継人のいずれかへの履行の請求その他銀行からの通知は、各自に対しても効力を生じ、また

は通知されたものとしします。

第11条（免責条項）

1. 第1条第2項および第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、保証会社が金融機関に対し原債務を履行しないことがあっても私ならびに担保提供者は異議ありません。
 - (1) 担保物件に保証会社または金融機関所定の担保権の設定登記等第三者に対する対抗要件が具備される前に私が原債務の履行を遅滞したとき
 - (2) 保証会社に対して第16条第1項に定める保証料の支払がされないとき

第12条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、私ならびに担保提供者について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を保証会社に書面で届け出るものとしします。
2. 家庭裁判所の審判により、私ならびに担保提供者について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を保証会社に書面で届け出るものとしします。
3. すでに私ならびに担保提供者について補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に届け出るものとしします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとしします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社の責めに帰すべき事由による場合を除き保証会社は責任を負わないものとしします。

第13条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他保証会社に届け出た事項に変更があったときは、私はただちに保証会社に書面で届け出るものとしします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとしします。

第14条（報告および調査）

1. 私は、保証会社から債権保全上必要な照会を受けたときは、担保の状況ならびに私の信用状態について速やかに回答し、また調査に必要な便益を提供するものとしします。
2. 私は、担保の状況、または私の信用状態について重大な変化を生じたときは、保証会社に報告するものとしします。

第15条（公正証書の作成）

私は、保証会社から請求があったときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとります。

第16条（費用の負担）

担保権の設定・抹消または変更の登記・登録などに関する費用、担保物件の調査・取立もしくは処分に関する費用、この契約による証書の作成費用および権利の行使・保全に関する費用など全ての費用は私の負担とします。

第17条（保証料・手数料の支払）

1. 私はこの保証委託にともなう保証料・事務手数料を保証会社所定の時期・料率・方法にもとづき保証会社の請求により支払います。なお、包括保証扱いの場合には、保証料は金融機関が支払うものとし、支払方法は金融機関と保証会社との間で定めるものとします。
2. 私が原債務の一部または全額の繰上弁済をした場合は、保証会社所定の手数料を支払います。なお、この手数料は保証会社所定の料率・方法による戻し保証料が支払われる場合は、その戻し保証料から差引き計算することを承認します。
3. 私は、この保証にかかわる条件の変更を行うときは、保証会社所定の手数料を、保証会社所定の方法・時期により支払います。
4. 私は、保証会社が代位弁済を行った場合は代位弁済以降の未経過保証料は返還されないことを承認します。

第18条（約款の変更）

私または担保提供者はこの契約の内容を合理的範囲で変更されても異議ありません。

第19条（債権の譲渡）

保証会社は、この契約による債権を他に譲渡することができます。

第20条（管轄裁判所の合意）

私および連帯保証人は、この契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第21条（個人情報の取扱にかかると同意）

個人情報の取扱にかかると同意については、「個人情報にかかると同意条項」によるものとします。なお、個人情報の開示等にかかると保証会社の窓口は本約款末尾に記載してあります。

個人情報の開示、訂正、削除についてのお問合せや利用・第三者提供の中止、その他のご意見・苦情のお申し出に関しましては、下記の保証会社お客さま相談窓口まで

お願いします。

- 静銀信用保証株式会社 お客様相談窓口
〒424-0883 静岡市清水区草薙北2番1号
電話 054-348-7294 F A X 054-344-5300

【反社会的勢力でないことの表明・確約】

1. 私（債務者および連帯保証人をいう。）または担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為